

## 第2回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

○日 時 平成27年3月25日（水）午後1時30分から午後2時45分

○会 場 栃木市役所 3階 301会議室

○出席者 委 員 小林委員長、飯島委員、児玉委員、諏訪委員

事務局 総務部長

契約検査課長

契約検査課課長補佐兼契約チームリーダー

契約検査課契約担当職員3名

### ○会議の概要

#### （1）入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

事務局： 入札及び契約手続きの運用状況等について資料に基づき説明。

発注工事の状況（平成26年8月1日～平成27年1月31日）

総契約件数	161件	落札率	95.52%
-------	------	-----	--------

内訳 条件付一般競争入札	48件		95.66%
--------------	-----	--	--------

指名競争入札	113件		95.37%
--------	------	--	--------

指名停止の運用状況	0件
-----------	----

談合情報対応状況	0件
----------	----

委 員： 不調が1件あった。また、今までに比べて失格や辞退が目につくが、従来と比べて最近の状況をどのように感じているか。

事務局： 不調に関しては、橋梁の補修工事の入札で発生した。業者からは、橋梁の補修は、自ら直接施工できる部分と下請けとして専門業者に頼まなければならない部分があり、この案件では下請けの部分が多くを占める状況の中で、どうしても専門の下請け業者が見つからないということを確認した。首都高速の長寿命化、あるいは修繕の工事が多く、そちらに業者が回っており、入札を執行したのが12月であったが、年度明けの4月頃までは手配ができないという話を聞いた。どうしても工事ができないということで、入札に参加ができなかったということを知っている。

委員長： 入札に参加した業者がいなかったということか。

事務局： そのとおり。また、失格あるいは辞退が目につくということに関しては、失格については、指名通知は届いているが失念して札入れを忘れたという話を聞いている。辞退については、いくつかの入札で辞退が1者というものがあるが、これは1つの業者であり、辞退に対して何らかの都合があるのではと気にしていたが、あまりにも辞退が続くことから業者に確認した。その際には、社長が病気になっ

てしまい、指名通知を確認し、設計図書も閲覧するが、札入れとなると判断ができないということであった。確認するまでに期間があったことから、その間に執行した入札については辞退が発生したという状況である。

委員： 不調に関しては、東京オリンピックを見越してのことなので、今後も何年か続くと思う。橋梁に限らず長い間供用されている構造物があると思うが、今後も同様のことがありうるということで、不調になる可能性があると考えておいた方が良いと思う。

事務局： これから数年間同じようなことが続くということは考えられると思う。今回、橋梁に関する専門の下請け業者ということで、おそらく市外の業者を考えていたと思うが、その他の一般の工事、建築、土木あるいは設備関係については、市の方針として基本的に市内の業者を入札対象としている。市内の業者が東京まで行くとなると違った話になってしまうが、現在のところ、一般的な工事に関しては、市内業者で対応できると考えている。今回のような専門的な業者が必要な場合には、発注時期をなるべく前にして、不測の事態にも対応できるよう進めていきたいと思う。

委員長： 他に質問はよろしいか。報告を承った。次の議題の審議に入る。

## (2) 抽出議案についての審議

委員長： 1件ずつ説明をお願いしたいと思うが、まずは抽出した理由を説明願う。

委員： 最初に一般競争入札の案件2件であるが、まずは32番の案件を抽出させていただいた。抽出した理由は、事業が共同企業体によるものということから選んだ。48番の案件は、業者の資格について格付けなし、地域要件も適用がなしという案件であったので、また参加業者が2者ということから抽出させていただいた。次に指名競争入札であるが、1番の案件は、最近では落札率が約95%程度というものが多いが、79.63%とかなり低かったことから選ばせていただいた。25番の案件は、辞退のあった案件から1つ選んだ。以上4件を抽出させていただいた。

委員長： 以上4件の抽出理由を説明いただいた。審議に入る前に1件ずつ説明をお願いする。

事務局： 抽出事案①（仮称）藤岡地域統合保育園園舎新築建築工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者、予定価格、調査基準価格、落札者、落札金額、落札率）～

委員長： ただいまの説明について、質問はあるか。

委員： 入札金額が高いところと低いところで50万円の間には収まっているが、こういうものなのか。

事務局： 時期的には資材あるいは労務の単価が上昇していた時期であり、予定価格を設定する際にもできる限り実勢に近い価格を設定するが、議決案件となると契約締結が議決後ということで、入札から数か月後の着手というのが大型案件の特徴である。業者側からは、資材、労務費の上昇が見込まれる場合には、なかなか思い切った価格を入れられないという印象を受けるが、そのような状況があったために、極めてわずかな範囲の中に札が集中したのではないかと思う。また、現在の入札の考え方は、基本的には市内業者を中心に参加を求めるという形であり、市内業者の規模にそれほど大きな差がなく、それぞれの経営努力の中で、入札価格を決定していくうえで、非常に近い金額が結果として入札されたと考えている。

委員： 積み上げて計算するというよりは、予定価格の約97%と決めて入札をしているのか。

事務局： それが行われると非常に困るが、入札に臨む際には積算の内訳書を提出させている。積み上げの積算をした証として、それを添付し、札入れをする。各入札者はしっかりと積算をしていると考えている。

委員： 入札参加資格でこの案件は共同企業体ということだが、事業の規模にもよると思うが、資格を共同企業体に限る場合というのはどのような場合か。

事務局： 要領を見ていただくが、共同企業体を組成して入札を執行する場合というものを定めており、建設共同企業体取扱要領第3条第1項2号に対象工事の規模がある。今回の建築工事は、予定価格概ね3億円以上の案件ということで、共同企業体によるものである。

委員： 要領を見ると、土木と建築と設備でそれぞれ該当となる金額が違うが、金額で分けているのはどういうことか。

委員長： 一般的に土木に比べて、建築の方が調達する材料の割合が大きい。土木も材料はあるが、現場で作業することが多く労務集約的といえる。同じ金額で、土木工事と建築工事を請け負うと、土木は労務の割合が多く、建築は材料の割合が大きい。土木2億円と建築3億円とでは、現場での人数は同じような感じとなる。このようなことから、土木と建築とで金額に違いが出てくると憶測することができる。他の自治体でも同様である。

委員： 要領の第3条2項に共同企業体を活用しないことができるとあるが、金額にかかわらず事業によっては単独企業として進めるということも有りうるのか。金額によって共同企業体になるということが原則か。

事務局： 単独企業として進めるということも有りうる。共同企業体を活用するメリット

の一つに受注機会を増やすことができるということがある。市内企業育成ということも考えながら運用している。

委員： 応札可能業者数21者とあるが、代表構成員の資格を有する会社が21者ということか。

事務局： 代表構成員になれる会社は12者である。その他の構成員になれる会社が9者であり、合せて21者である。

委員： 最大で代表構成員の数しか応札できないが、そのうち7つのJVから応札があったということか。

事務局： そのとおり。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、報告を受けて了解をいただいたということによろしいか。それでは、次の事案についてお願いします。

事務局： 抽出事案②コミュニティFM放送施設整備工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者、予定価格、調査基準価格、落札者、落札金額、落札率）～

委員長： 説明に対して、質問はあるか。

委員： 抽出理由でも話したが、地域要件が外されている。市内にはこの事業を遂行できる業者はほとんどいないということか。

事務局： そのとおり。電気通信という工種に登録のある業者は数者いるが、このFM放送設備工事に相当するような施工の実績を有する業者はいない。

委員： 入札参加者数が2者と少ないが、特殊な工事だからか。応札可能業者数には62者とある。

事務局： そのとおり。特殊な工事であり、入札参加者数が少ないということが想定されることから、地域要件を設けずにできるだけ多く募るという対応をした。電気通信に登録のある業者なおかつ750点以上という業者が62者であり、実際できるかどうかはそれぞれの企業の判断となり、仕様の中身を見てできるかどうかを判断して応札するということになる。

委員： 特殊な工事ということだが、仕様はどのように作るのか。

事務局： 全国には同じようなFM放送設備工事を実施しているところがあるので、参考にしてコンサルタントと仕様を決めていると思う。

委員長： 他に質問はあるか。それではこれも説明を受けて、委員の方々に了解していただいたということで3番目の事案をお願いします。

- 事務局： 抽出事案③市道 I 2 2 5 号線道路改良工事について資料に基づき説明。  
～入札方法、工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名の経緯）、入札結果（入札参加業者、予定価格、最低制限価格、落札者、落札金額、落札率）～
- 委員長： 3番目の事案だが、説明を受けて質問、意見はあるか。
- 委員： 5者のうち4者の入札価格が10万円の範囲内であり、1者が飛び抜けて安く落としているが、この辺の事情について市で検討されたことはあるか。
- 事務局： 結果であるので、理由は把握していない状況である。1つ言えることは、平成26年度に限っては、地域要件に旧岩舟町本店というのを置いている。その中で、該当業者は4者で、もう1者は市内の業者であるが旧岩舟町に支店を有している。選考の過程からすると妥当な選考と考えており、結果として1者が低く落札したということである。
- 委員長： 予定価格は事前公表か。
- 事務局： 予定価格は事前公表である。最低制限価格と低入札調査基準価格については、平成25年10月から事前公表としていたものを事後公表としている。
- 委員： 最低制限価格丁度である。
- 事務局： 何度かこの委員会でも話題になっているが、最低制限価格の算出方法、算出式は公表している。きちんと積算ができれば、最低制限価格についても合わせることは可能な状況であると考えている。案件によっては数万円ずれている場合もあるが、かなりの可能性で最低制限価格に近い金額が算出できる環境にあると考えている。
- 委員： 相変わらず大平地域は、落札率が低く競争が激しいのか。また、旧地域によって落札率の相場勘というのはあるのか。
- 事務局： 案件によると思う。日常的に入札を執行する中で、地域によっては少し高いと感じるところはある。合併後、4、5年経つが、地域という考えが業者の中で残っているのは事実だと思う。業者指名も現場との近接性を考えるので、結果として地域の業者になる傾向にあるが、将来的には新市として、業者の意識も含めて考え方を変えていくことを目指していきたいと考えている。
- 委員長： 他にいかがか。それでは、この説明いただいた事案についても、委員の方々の了解を得たということで、最後の4番目について説明をお願いします。
- 事務局： 抽出事案④公共下水道舗装本復旧工事（市道 O 2 3 7 号線）について資料に基づき説明。  
～工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名の経緯）、入札結果（入札参加業

者、予定価格、最低制限価格、落札者、落札金額、落札率)～

委員長： 説明いただいた事案について、質問、意見はあるか。

委員： 辞退した業者の理由は何かあるか。

事務局： 社長が病気になられたと聞いている。

委員： 辞退について、入札金額が記載されていないが、入札のどの段階での辞退を意味しているのか。

事務局： 指名通知を送付する際に、入札執行の前日までに連絡をするということで運用している。入札金額が記載されていないのは、札入れをしていないということである。

委員長： 辞退をした会社には何か罰則はあるのか。

事務局： ない。指名したからといって強制的に札入れをしろという事ではない。

委員： 札を入れた後の辞退というものはあるか。

事務局： 入札の仕組みとして、一旦入札をしたものについては、辞退や撤回は認めない。落札を決定したにも関わらず契約を締結しない場合には、罰則はある。

委員： その場合の罰則は、理由の如何を問わずということか。

事務局： 自治法上は、予定価格の制限の範囲内に最低の価格を以って入札したものを落札者とする、いわゆる自動落札方式としていることから理由は問わない。

委員長： その場合は2番札と契約になるのか、再入札となるのか。

事務局： 事例はないが、自治令上は、落札者が契約を締結しない場合、随意契約を認めるとなっている。仮にそのような事態が生じた場合には、随意契約の方法により対応すると思う。

委員長： 罰則について外国の例を挙げると、1番札が辞退した場合には、入札保証状というものを没収するところがある。例えば1億円の工事であれば、全者から100万円の保証状を提出してもらい、落札して契約しない場合には、その100万円を没収する。別の国では、2番札が落札者となり、1番札と2番札との差額を、1番札から罰金として取るという例もあった。

委員長： 他に質問はあるか。それでは4番目の事案についても、委員の方々のご了解を得たということによろしいか。以上4件について総括的に意見はあるか。4つの事案ともご了解を得たということで、それでは議題について説明をお願いします。

### (3) 平成27年度入札契約制度について

事務局： 平成27年度入札契約制度について資料に基づき説明。

#### 1 入札方法

平成26年度までは、予定価格500万円以上を電子入札、500万円未満を郵便入札で実施していた。平成27年度からは、すべての案件を電子入札で実施

する。これは予定価格130万円以上の案件となる。

2 事後審査型条件付き一般競争入札「地域要件」の運用について（最少の地域要件）

平成26年度に限り、合併に伴う環境の変化を緩和し、合併前の岩舟町の建設業者を栃木市の入札・契約制度に円滑に移行させることを目的として、岩舟町と合併する前の栃木市の区域において発注する案件については、旧岩舟町を除く栃木市に本店があること、また旧岩舟町の区域において発注する案件については、旧岩舟町に本店があることの地域要件を設定していた。平成27年度からは栃木市全域で最少の地域要件を栃木市内に本店があることとする。

3 栃木市低入札価格調査制度処理要綱及び栃木市最低制限価格制度事務処理要綱の改正について

低入札価格調査制度の調査基準価格の算出方法が中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠しているが、その算出方法が見直されたことを踏まえ、平成27年度より最新モデルに改正するものである。

委員長： 入札方法だが、平成26年度は郵便入札があるが、平成27年度は郵便入札がなく電子入札が予定価格130万円以上とある。130万円未満の入札はないということか。

事務局： 地方自治法施行令では少額の随意契約として、予定価格130万円未満まで認められている。従って、それを超えるものは入札を執行するということであり、入札を執行する案件は、全て電子入札で行うという考えである。予定価格が130万円を下回るもので入札を執行するというのであれば、それも電子入札で執行する。

委員： 一般競争入札の地域要件の運用についてだが、平成27年度からは、合併後の栃木市のどこに本店があってもよいということか。

事務局： そのとおり。

委員： 低入札調査基準価格と最低制限価格について、管理費の係数が上がった理由は何か。

事務局： 中央公共工事連絡協議会で示された数値を採用しているということであり、国においては、いわゆる担い手三法（建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律、公共工事の品質確保に係る法律）の改正が行われたところであるが、その背景は、給料の問題や社会保障の問題から建設業界において担い手、いわゆる若年層が就職しにくくなっている状況に対応するものである。これらを改善していくために、適正な利益を上げられるような予定価格を設定するようとの指導がある。その中で、適正な利益を確保できるよう予定価格を設定しても、極端に低い価格での落札、いわゆるダンピング受注が続くと、福利厚生の部分を含めて会社の利益を圧縮しながら落札するというので、担い手を育てるという

ことから好ましくない。そのようなところを踏まえながら、実際の会社経費といわれる部分などを極端に削ってまで入札することはいかなものか、そういう発想のもとに動いているのではないかと考えている。

委員長： ほかに質問はあるか。それでは、次の議題について何かあるか。

(4) その他

—なし—

委員長： 議題は全て滞りなく終わったので終了とする。

～終了～